

木造住宅の耐震改修工事 費用を支援します！

最大175万円

※耐震改修工事に係る費用のみ



対象者	次の(1)から(3)すべてに該当する方 (1)住宅に居住する、または耐震改修後に居住を開始する個人所有者 (2)過去に同様の補助金を受けていない方 (3)市税の滞納がない方
対象住宅	・ 鯖江市内に所在する旧耐震住宅 ・ 自らが居住するため所有する一戸建て木造住宅で3階建て以下 ・ 耐震診断の結果、耐震性能が不十分と診断された住宅 ・ 耐震改修後に規定の耐震性能を有すること。 ※「旧耐震住宅」とは、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅。 ※併用住宅の場合、延床面積の1/2以上が住宅の用に供されていること。 ※増築されている場合、対象住宅にならないことがあります。詳細はお問合ください。 ※耐震診断士または伝統耐震診断士が工事監理を行うこと。
補助額 募集件数	上限175万円 … 4件 ※申込多数の場合は抽選となります
申込方法	下記の書類を申込先に提出してください。（メール・郵送可） ・ 申込書 ・ 耐震改修工事実施計画書（市役所施設管理課に備えてあるほか、HPからもダウンロードできます。） ・ 図面（附近見取図、配置図、改修前後の平面図、その他改修工事の内容が分かる図面） ・ 改修前の耐震診断報告書等の写し ・ 改修後の診断評点または評価指数が確認できる書類 ・ 見積書等の写し（耐震改修工事に要する費用が区分されているもの） ・ 住宅の所有者および建築年月が確認できる書類（固定資産税納税通知書等） ※住宅の所有者と申請者が違う場合、所有者との関係が確認できる書類が必要になります。（住民票等）
募集期間	令和7年6月2日（月）～6月30日（月）8:30～17:15（土日祝日を除く） ※注意点 ・ 補助金の交付決定前に契約を締結してはいけません。 ・ 令和8年2月末までに工事を完了してください。

【お問い合わせ・申込先】 鯖江市役所 施設管理課 営繕グループ

電話 0778-42-5101

メール SC-Shisetsu@city.sabae.lg.jp

耐震改修
支援HP →

